

事務連絡  
令和2年6月8日

各都道府県  
各指定都市 動物愛護管理主管課（室）長 殿  
各中核市

環境省自然環境局総務課  
動物愛護管理室長

### 災害が頻発する時期を前にしての注意喚起と対応依頼について

動物愛護管理行政の推進につきましては平素からご尽力をいただき感謝申し上げます。

最近の災害対応の教訓を踏まえて、本年5月29日に「防災基本計画」が修正されました。動物愛護管理の面からは今回、特に市町村が行う努力義務として、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めることに加え、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めることが追加されました。これは昨年の水害で、ペットと同行避難した人が指定避難所に入れない事態や、避難所にはペットとの同行避難ができないと考えた方が、危険を顧みずに避難しなかったことなどが背景となっています。

本年も豪雨や台風による災害が多く発生する季節になりました。特に指定避難所等の運営管理を行う市町村等の関係者におかれましては、以下の事項等に留意しつつ、災害の発生に備え、十分な事前の準備と対応をお願いいたします。

なお、本事務連絡は便宜上、各自治体の動物愛護管理部局宛に送付いたしますが、これまでの災害対応の状況から、防災部局、福祉部局、公衆衛生部局等との連携協力及び指定避難所等の設置・運営の主体である市町村の準備と対応が特に重要ですので、これらの部局・機関にも共有いただき、必要な体制を構築してくださいますようお願いいたします。

また環境省では、特に市町村がペットに係る災害への準備状況を確認し、対応を促進するための資料を現在作成中であることを申し添えます。

### 記

1. 災害発生時には、飼い主が自身の安全を確保し、ペットとともに避難行動をとる同行避難が基本となります。避難所運営に当たる者はこのことを予め認識しておくとともに、平常時からその受入体制を整えておく必要があります。また、自治

体はハザードマップを住民に提示して居住地域の危険度を示すこと、ペットを連れた避難訓練を行って、実際の避難行動をシミュレーションすること、平常時からのペットのしつけや避難用品の準備の重要性を啓発すること等により、ペットの飼い主の「自助」の自覚を喚起してください。なお、大きな災害ではすべての被災者を避難所に収容することができず、自宅が安全な場合は「在宅避難」が最良の手段になる場合がありますので、併せて普及啓発のご検討をお願いいたします。

2. 行動が制限される身体等に障害のある方や介護が必要な方には、早期の避難を促すとともに、指定避難所において安全な受入れができるように、十分な準備をお願いいたします。

特に盲導犬や聴導犬は利用者の体の一部です。従って常に一緒に行動ができる環境を用意しておく必要があります。

3. ペットの数が、15歳未満の子供の数よりも多くなった今の時代に、ペットの存在は被災者の精神的な安定を保つためにも非常に重要です。東日本大震災ではペットを連れて避難できなかった方々が負った心の傷が長く続いたという記録もあり、逆にペットと同行避難された方は、発災当初こそペット連れによるストレスが強かったものの、その後の回復が、ペットを飼養しない方よりも早く、ペットの存在が励みになったという事例もあります。もちろん動物が苦手な方や重度のアレルギーの方への配慮は必要ですので、避難所では動線が重ならないようにする等、避難所毎に可能な対応を工夫してください。
4. 近年しばしば生じている広域の大規模災害では、特に様々な組織との連携が重要になりますが、まず重要なことは自身の組織内での連携と情報共有です。防災担当部局が中心になり、福祉部局や動物愛護管理部局・公衆衛生部局などとの密な情報交換と連携の中で災害対応に当たる協働システムを構築しておく必要があります。
5. そのうえで災害の規模が大きくなればなるほど、様々な支援と協力が必要になります。地方獣医師会は負傷動物の手当てだけでなく、ペットの一時預かり場所の提供やペットの飼育管理上の疑問に答えてくれます。またペット関連の事業者はフードの支援からペットの輸送、トリミングやペットの預かりなどで地域横断的な支援を行っています。したがって平常時からこれらの組織等との連携を模索し、いざという時の準備をしてください。

環境省、動物愛護管理室では以下のサイトに様々な資料を公開しています。上記の準備等に際しては「人とペットの災害対策ガイドライン」をご活用ください。

(参考1) 動物愛護管理室ホームページ 「ペットの災害対策」  
[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1\\_law/disaster.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/1_law/disaster.html)

人とペットの災害対策ガイドライン  
[http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2\\_data/pamph/h3002.html](http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/aigo/2_data/pamph/h3002.html)

(参考2) 防災基本計画 動物愛護管理関連部分抜粋 (令和2年5月29日修正版)

## 第2編 各災害に共通する対策編

### 第1章 災害予防

#### 第3節 国民の防災活動の促進

- 国〔内閣府等〕、公共機関、地方公共団体等は、防災週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、災害時のシミュレーション結果等を示しながらその危険性を周知するとともに、以下の事項について普及啓発を図るものとする。
  - ・ 「最低3日間、推奨1週間」分の食料、飲料水、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー等の備蓄、非常持出品（救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等）の準備、自動車へのこまめな満タン給油、負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策、飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え等の家庭での予防・安全対策

### 第2章 災害応急対策

#### 第6節 避難の受入れ及び情報提供活動

##### (2) 指定避難所の運営管理等

- 市町村は、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のための避難スペースの確保等に努めるとともに、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努めるものとする。

##### (3) 応急仮設住宅の運営管理

- 市町村（都道府県）は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行うものとする。この際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮するものとする。

## 第8節 保健衛生、防疫、遺体対策に関する活動

### 2 保健衛生

- 市町村（都道府県）は、被災した飼養動物の保護収容、危険動物の逸走対策、動物伝染病予防等衛生管理を含めた災害時における動物の管理等について必要な措置を講ずるものとする。

## 第12編 原子力災害対策編

### 第1章 災害予防

#### 第5節 迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

- 地方公共団体は、緊急時に必要な装備、資機材、人員、避難や避難退域時検査（居住者、車両、家庭動物、携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易除染等の場所等に関する広域的な応援について、民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど、体制の整備を図るものとする。また、国〔内閣府等〕は、地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について、マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに、地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。